

○ 西いぶり広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

〔 令和元年12月6日
条 例 第 2 号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項に基づき、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(室蘭市条例の準用)

第2条 この条例の施行については、室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年室蘭市条例第28号）の例による

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。